

議 事

午前10時 開議

○委員長（菅原 明君） 出席委員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を始めます。
これより答弁保留となっておりました分について審査を行います。

選挙管理委員会事務局において、及川善男委員から求められた投票区再編に伴うポスター掲示場の削減についての答弁を求めます。

松戸選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松戸昭彦君） それでは、私から2月26日の予算審査特別委員会で答弁保留となりました投票区再編に伴うポスター掲示場の削減について答弁させていただきます。

ポスター掲示場につきましては、公職選挙法及び同法施行令で投票区ごとの選挙人名簿の登録者数と、そして投票区ごとの面積によって設置数が定められております。資料を用意いたしましたので、そちらのほうをご覧ください。

左側の表が公職選挙法施行令で定められているもので、投票区ごとの選挙人名簿の登録者数が1,000人未満、1,000人以上5,000人未満、5,000人以上1万人未満、1万人以上の4つの区分がございます。それぞれの区分には、投票区の数によってさらに4区分から2つの区分というふうな区分けがされております。

右側の表は奥州市の状況の現行の法定数等を記入しておりますが、上の段、上の欄ですけれども、1,000人未満で2平方キロメートル未満の投票区は矢印のとおり1つでございまして、掲示場は5か所で、現行実数につきましては掲示場は3か所、そして再編後につきましては、1,000人未満で2平方キロメートルの投票区はなくなりますので斜線のような表示をしております。

以下、そのようにご覧いただきまして、現行法定数の合計は、下のほうにいきまして626か所となります。そして現行の実数、こちらは合計で418か所、そして再編後、法定数の合計は349か所となりますので、現在よりも掲示場が69か所減るということになります。

法定数につきましては、設置箇所数の上限を規定しているものでございまして、当市においては商店街等の狭い道路が多くて交通への障害となって通行人への危害を及ぼすおそれがある投票区ですとか、また住宅密集地で公共施設または空き地等がなくて、設置数を確保することが物理的に不可能な投票区、そして山間部で面積は広いのですけれども有権者が極めて少なく、かつ限られた地域にまとまっている投票区などにつきましては、法定数より減じて設置をしているところでございます。

次に、再編を行いますと投票区が少なくなることによりまして、掲示場の法定数は減りますけれども、人口は少しずつは減少はしているものの面積が減少したりとか、あとは集落が消失するなどというような劇的な変化がない中で再編するわけでございますので、現行の設置数を上限として弾力的な運用をすることを認めていただきたいとの要望を国に対して行うべく、全国市区選挙管理委員会連合会、こちらを通じて要望に取り組んでいるところでございます。ですが、国が採択して法令を改正するかどうか、そしてその前提として、この全国市区選挙管理委員会連合会が国に提出することの採択をするかどうかについては、現段階では分かりません。ですので、次の市長、市議会議員選挙につきましては、法定上の上限の下に設置数を定めて準備をすることになろうかと、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（菅原 明君） 27番及川善男委員。

○27番（及川善男君） ただいまの説明ですと、次の選挙は、そうしますと投票所はそのままということになるわけですか。掲示箇所は変わらないということであれば、現行でやるということであれば。

○委員長（菅原 明君） 鈴木選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（鈴木龍司君） 次の国勢選挙につきましては、現状どおりになります。

ただ、1年後を予定しております選挙につきましては、国の基準の変わった部分を基にいたしまして実施したいというものでございます。

○委員長（菅原 明君） 27番及川善男委員。

○27番（及川善男君） そうしますと、1年後には国の基準も変わると、制度的に変わるということになる。変わらなくてもそうなるということですか。今、まだ見通しがはっきりしていないと言っていただいしょう、国の制度が変わる、変わらないは。変われば、いい悪いは別として今の数字も生きてくるんでしょうけれども、変わらなければ従前どおりでやらざるを得ないということになるんじゃないかと思うんですが、そうではないということであれば、その辺お話しください。

○委員長（菅原 明君） 鈴木選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（鈴木龍司君） 現在、取り組んでおります投票区の再編につきましては、1年後の市長、市議会議員選挙、ここから適用させていきたいというものでございまして、今の再編の計画では投票区は84から42になると。そして変わったその42の投票区を基にして計算されたポスター掲示場、この上限を基にしてポスターの掲示場を決めて、その1年後の選挙からはそのようにしていきたいとするものでございますが、その前に国がこの全国の選挙管理委員会連合会のほうで国に提出することを採択していただいて、そして国がそのことを認めていただくというようなことが間に合えば、従前のものを上限としてやっていけばいいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（菅原 明君） 27番及川善男委員。

○27番（及川善男君） そうすると間に合わなければ、いわゆる掲示場を減らした中でやるということになるってことですね。

ぜひ、私は来年やるのであれば丁寧な説明はどうしても必要だと思ったのは、全国的には合併した町で投票所を減らしていくというのはいろいろあるようです。の中で、いわゆる民主主義の根幹に関わる投票権、投票行為に関する問題ですから、厳密にやっぱり客観性をもって、減らすのであればやらなきゃないと。例えば有権者がこのようだとか、この間説明されてきているように、有権者の数だとか面積だとか、それから期日前投票が進んできているのでという話であれば、それぞれの投票区でどれだけの期日前投票があって、今回、投票所を減らしても投票率は向上するということはないと思うけど下がらないとか、そういう客観的な数字も明らかにしながら説明しないと、私はやっぱり駄目でないかなというふうに思うのです。

特に、この前も言いましたようにコロナのもとで十分な地域の説明もできないのであれば、私は来年の市長、市議選からやるというのではなくて、やっぱりその辺のところは柔軟に対応したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその説明を丁寧にやる。それから根拠となるものについて、もう少し丁寧に住民に明らかにするということが必要ではないかと思いますので、その辺お伺いします。

一番問題なのは、職員の数が減ったから投票所を減らすというのは、これは基本的に間違いなので

す。選挙という問題を考えたときにね。ですから、そういうことではなくて合併した結果、客観的にこういう数字的な結果が出ているので、ここはこうやりますとか、そういうふうにしないと私は駄目でないかなと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（菅原 明君） 鈴木選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（鈴木龍司君） 確かに事前の説明会につきましては、出席される方、あるいは声をかける部分が限定してしまったということについては、そのとおりでございます。

ただ、議員の皆様方、住民の投票によって代表としてここで議論されているというようなことがございますし、住民皆さんに説明会の折に満遍なく声をおかけしてお集まりいただくということが、このコロナの状況下で適切ではないというふうに判断いたしましたものですから、住民の、行政区民の代表である行政区長さん、そして要援護者の実情を熟知している民生委員さん、そして新たな投票区として再編するところの核となるところの地区センターを拠点とする各地区の振興会の役員の皆様、そういった方にお声がけして集まっていたいたものでございました。

25か所の地区センター等を会場といたしまして、かなりのご意見、200に近くなるようなご意見も頂戴いたしました。こういった密になる状況を避けての説明会でございますので、時間を限定せずに、いずれご意見とかご質問が尽きるまでずっと対応してまいりました。そして、確かに全市民に対して声をかけたものではなかったものでございますけれども、この成案のものの説明につきましては限定をせずに、広い会場で実施したいと。そして1年間かけて周知に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

来年度につきましては、今ご利用がどんどん進んでおります期日前投票所、これも増設するという事で取り組みたいというふうに考えているところでございまして、ますます当日投票のほうは減っていくだろうと、このときに、やはり今までどおりの職員数を配置し続けることが、だんだん困難になってきておりますし、またその長時間勤務、これも少なくはない職員に頑張ってもらっているところでございますので、この辺も早期に解消したいというふうなところでございます。

また、前の説明の繰り返しになりますが狭小な投票所で長時間、投票に来てくださる方は3分、5分の滞在でございますが、中で従事している投票管理者、投票立会人、投票事務従事者、12時間以上にわたってそこに滞在して、いろんな方が出入りするところで勤務をするというふうな状況でございます。投票管理者につきましては、大体のところは区長さんをお願いするところでございますが、もし感染すれば重篤化するような高齢者の方がほとんどでございます。今でさえ、なかなか投票立会人の方につきましては選任するにも苦労している地域がかなりございますので、こういったことも、そういうところに頼まれるのも嫌だなというふうなことになるように、それでも次の国勢選挙につきましては、従前どおりでやっていただかなければならないことになってしまいますけれども、次からはこのようにしたいというふうなことで、何とかそういった投票管理者とか、そういった役割も担っていただければなというふうに思っているところでございますので、事前の説明については確かに住民の皆様全てに声をかけたものではございませんでしたが、成案につきましては限定せずにお声がけして説明に尽くしてまいりたい。そして1年間かけて周知に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

ポスター掲示場につきましては、確かに新基準でいけば69か所減りますけれども、ポスター掲示場が減った分、いろいろ選挙公報、当日の選挙に際しての広報にも努めてまいりたいというふうに思っ

ているところでございます。

○委員長（菅原 明君） 27番及川善男。

○27番（及川善男君） ここは賛否を論じるところではないのでやめますけれども、やっぱり公職選挙法に基づいて投票行為を促すわけですから、私は客観的に公平、公正でなきゃ駄目だと思うんです。ですから、ぜひこれから提示される様々な資料についても公平性が明らかになるような、そういう資料等も提示いただきながら、住民が判断できるように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

可能であれば私は、こういうコロナ禍ですから、実際いつ終わるか分からないコロナの状況の中で、もう来年3月の市長・市議会議員選挙はやるということではなくて、その辺は説明会の開き方だとか住民への周知の度合いを見ながら判断をするということで、ぜひやってほしいなと思います。

今回の予算には、来年度の市長・市議選について従来どおりの予算計上されているわけでしょう。であれば、私はぜひそういう柔軟性をもって対処してほしいというふうに思いますので、最後にどなたが答えになるか見解を聞いて、質問ですから終わります。

○委員長（菅原 明君） 鈴木選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（鈴木龍司君） ただいまいただきましたご意見、選挙管理委員会のほうでも議論をさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長（菅原 明君） 13番及川佐委員。

○13番（及川 佐君） これ今の選挙管理委員長の話なんか聞くと、ちょっとむかつくところもあるんですけど、これはさておいて、もしそのとおりやるんだとすれば、今度条例改正とか、こういう手続があるのかなのか。あるいは時期的にどういう段階を想定しているのか。これについてお願いいたします。

○委員長（菅原 明君） 松戸選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松戸昭彦君） この投票区の再編、こちらにつきましては議決事項ではございませんので、委員会のほうで決定し、そしてあとは議員さんのほうにもご説明し、そして市民の方々にも説明するというような流れということになります。

○委員長（菅原 明君） これで答弁保留分に係る質疑を終結いたします。

ここで説明者退席のため暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前10時19分 再開

○委員長（菅原 明君） 再開いたします。

議案第41号から議案第51号までを一括して議題といたします。

質疑は終わっておりますので、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第41号、令和3年度奥州市一般会計予算について討論ありませんか。

11番千葉敦委員。

○11番（千葉 敦君） 11番千葉敦です。

私は、議案第41号、令和3年度奥州市一般会計予算に対して反対の立場で討論いたします。

小沢市長は、施政方針演述の中で3年間の財政健全化重点取組期間の初年度となる令和3年度の予

算編成に当たっては、選択と集中による事務事業の見直しにより歳出規模全体の圧縮を図りながらも、中略させていただきますが、その総額は564億7,000万円となりましたと述べております。令和2年度の当初予算は587億2,000万円であり、22億5,000万円、3.8%の減額です。消費税増税、コロナ禍、そして安倍、菅政権の悪政が続く中、市民の防波堤となるべき一般会計予算総額が減少することは政策支出の削減であり、市民生活の向上に水を差すものにほかなりません。

これ以降、詳しいことにつきましては11日の本会議で述べることにし、反対討論といたします。

○委員長（菅原 明君） 3番千葉和彦委員。

○3番（千葉和彦君） 3番千葉和彦です。

私は、議案第41号、令和3年度奥州市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

新年度一般会計当初予算額は、協働のまちづくりの定着に向けた着実な実行と、行政経営改革の着実な実行に努めることを基本に予算編成しており、選択と集中による事業見直しによって総額564億7,850万円となっております。前年度と比較し、予算総額で22.5億円、一般会計財源で19.5億円の減という内容であります。本市の目指すべき都市像を実現するためには、財政健全化による市財政の立て直しが急務であり、事務事業の選択と集中による財政健全化の取組みは重要であると考えます。

そのような中、3年間の財政重点取組期間の初年度となる令和3年度予算編成内容は、評価できる内容であり、特にも歳出規模全体の圧縮を図りながらも、市政発展のため戦略プロジェクト、総合計画施策の大綱別事業については重点的に予算配分しており、これまで以上に推進が期待されるところでございます。

一方で、起債の抑制によるプライマリーバランスの黒字、起債残高も年度末見込み比で減少を見込む予算編成となっており、行財政改革と財政健全化の取組みも着実に予算に反映されていることは評価すべき点であると考えます。

詳細につきましては本会議で述べることにし、賛成討論といたします。

○委員長（菅原 明君） 討論を終結いたします。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛 成 者 起 立 〕

○委員長（菅原 明君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、令和3年度奥州市国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

8番瀬川貞清委員。

○8番（瀬川貞清君） 8番瀬川貞清でございます。

私は、議案第42号、令和3年度奥州市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

本予算は、さきに決定されました議案第7号、奥州市国民健康保険税条例の一部改正を受けた予算であり、国民健康保険税を引き上げるものであります。市民がコロナ禍の下で厳しい状況にあるこの時期に、値上げをすること及び均等割の子供への負荷を続けることは適切でないと考えます。

このようなことがあります。詳しくは本会議で討論を述べさせていただくことにし、反対の討論といたします。

○委員長（菅原 明君） 討論を終結いたします。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原 明君） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、令和3年度奥州市介護保険特別会計予算について討論ありませんか。

25番今野裕文委員。

○25番（今野裕文君） 議案第44号、令和3年度介護保険特別会計予算に反対をいたします。

その理由でありますけれども、第8期介護保険計画策定において令和2年4月1日時点での保険者である奥州市が、特別養護老人ホームの入所待機者数のうち早期に入所させなければならない待機者が県内で最高レベルに至っているにもかかわらず、その解消のための施設整備を組む努力すら見られません。

以上の理由から、令和3年度予算はその計画初年度であることもありますので、反対をいたします。

○委員長（菅原 明君） 討論を終結いたします。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原 明君） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、令和3年度奥州市バス事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、令和3年度奥州市米里財産区特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、令和3年度奥州市水道事業会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、令和3年度奥州市下水道事業会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、令和3年度奥州市病院事業会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。これより本特別委員会として、ただいま採決した令和3年度予算11件について、

意見の取りまとめの方法であります。効率よく検討するため、4つの検討グループに分けることとし、その分掌及び委員は別紙配付のとおり指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、グループごとの検討に当たりましては、グループ代表を決めていただき、再開後に報告していただきますので、よろしくお願いします。

また、各グループの意見の取りまとめは、おおむね1時間を目途に行っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、意見の取りまとめ検討のため休憩いたします。

午前10時34分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時 再開

○委員長（菅原 明君） 再開いたします。

グループの取りまとめ検討結果について、代表者の報告を行います。

まず、総務グループ代表者の報告を求めます。

25番今野裕文委員。

○25番（今野裕文君） 総務グループの取りまとめ検討結果について報告いたします。

総務グループが担当しました総務企画部門、財務部門、協働まちづくり部門及び会計課等については、財政健全化、協働のまちづくり指針、投票区再編を中心に検討が行われました。

その結果、一般会計予算について、次のとおり意見を付すべきものいたしました。

一つ、財政健全化に向けて、6つの重点項目を強力に推進されたい。

一つ、投票区再編に当たっては、丁寧な市民説明を尽くされたい。

以上で報告を終わります。

○委員長（菅原 明君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育厚生グループ代表者の報告を求めます。

17番高橋政一委員。

○17番（高橋政一君） 教育厚生グループの取りまとめ検討結果について報告を行います。

教育厚生グループが担当しました教育委員会、福祉部門、健康子ども部門及び医療部門については、就学援助事業、奨学金返還支援制度、避難行動要支援者個別計画、GIGAスクール構想を中心に検討が行われました。

その結果、一般会計について、次のとおり意見を付すべきものいたしました。

避難行動要支援者個別計画の策定に当たっては、対象者の把握のため関係機関との連携強化を図られたい。

奨学金返還支援制度について、さらなる周知に努められたい。

就学援助事業において、対象費目の拡充に努められたい。

GIGAスクール構想において配置されるICT機器の適正かつ有効な活用に努められたい。

次に、病院事業会計について、次のとおり意見を付すべきものとしたしました。

早急に奥州市立病院・診療所改革プランを策定し、経営の改善と医師確保に努められたい。

以上で報告を終わります。

○委員長（菅原 明君） これより質問に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 質問なしと認めます。

次に、産業経済グループ代表者の報告を求めます。

12番廣野富男委員。

○12番（廣野富男君） 産業経済グループの取りまとめ検討結果について報告を行います。

産業経済グループが担当しました商工観光部門、農林部等については、中小企業支援、地域の活性化、農業振興を中心に検討が行われました。

その結果、一般会計予算について、次のとおり意見を付すべきものとしたしました。

一つ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、中小企業の事業継続と雇用維持の施策に取り組まれない。

一つ、地域おこし協力隊制度の拡充を図り、一層の産業振興に努められたい。

以上で報告を終わります。

○委員長（菅原 明君） これより質問に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 質問なしと認めます。

次に、建設環境グループ代表者の報告を求めます。

23番小野寺重委員。

○23番（小野寺 重君） 建設環境グループの取りまとめ検討結果について報告を行います。

建設環境グループが担当しました市民環境部門、都市整備部門及び上下水道部門については、環境施策の推進、交通安全対策、避難所の運営、道路の整備、上下水道の経営を中心に検討が行われました。

その結果、一般会計予算について、次のとおり意見を付すべきものとしたしました。

第2次環境基本計画の中間見直しに当たり、SDGsの概念を採用し、持続可能な地域社会の実現に取り組まれない。

交通安全旗の有効活用により、市民の交通安全意識の向上を図られたい。

次期奥州市道路整備計画の策定に当たり、地区要望の丁寧な聴取に取り組まれない。

次に、水道事業会計について、次のとおり意見を付すべきものとしたしました。

今後、予想される厳しい水道経営状況を踏まえ、なお一層の市民理解の醸成を図られたい。

以上で報告を終わります。

○委員長（菅原 明君） こりより質問に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） 質問なしと認めます。

以上をもってグループ代表者のそれぞれの所管分に係る意見の取りまとめ結果の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各グループ代表から報告ありましたとおり、附帯意見のあるものにつ

いては、その附帯意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、附帯意見はグループ代表報告のとおりとすることに決しました。

以上をもって議案第41号から議案第51号までの予算議案11件に係る意見の取りまとめを終わります。

なお、委員長報告並びに各会計に対する附帯意見の字句など、その整理については正副委員長に一任にさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって本特別委員会に付託になりました予算議案11件の審議は全て終了いたしました。

これをもって本特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 明君） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会はこれをもって閉会といたします。

ご協力大変ありがとうございました。

午後1時10分 閉会